

いじめ防止基本方針



令和 7 年度版

鴻巣市立吹上中学校

「吹上中学校のいじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法の施行（平成２５年）を受けて、平成２６年に策定しました。その後、平成３０年に大幅な改定を加え、以来、毎年の見直しを行っています。

はじめに

現在、いじめ問題への対応は学校における再重要課題の一つであり、学校、地域、家庭が丸となって組織的に対応することが重要です。そこで学校は埼玉県や鴻巣市の「いじめ防止基本方針」を受けて、本校の実態に応じた「いじめ防止基本方針」を策定し、その方針に基づき「いじめ防止」に取り組んでいきます。

鴻巣市のいじめ防止基本方針の冒頭にこのような文章があります。

「いじめ」は、人間が社会生活を営むうえで必要かつ重要な人間関係のバランスが崩れる中で起こる現象である。人間関係は、互いに影響を与えながら築き上げていくもので、その影響力は人が関係を結び、集団や組織を作り、社会生活を営むにあたって不可欠であり、普遍的な要素でもある。その影響力の悪用・乱用が「いじめ」という現象が起こるメカニズムであり、その悪用・乱用である「いじめ」は偶発的ではなく、どこでも、だれでも起こりうる現象である。

私たちは、社会の中で様々な人間関係を構築しながら生活を営んでいます。社会において、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、メディアやインターネットなどを介した差別や暴力を肯定するような行為が繰り返されている現実があります。「いじめ」は人間関係の中で起こる影響力の悪用・乱用であると考え、もはや「いじめ」は学校だけでなく、家庭や地域、そして社会全体で取り組まなければ解決は難しくなっています。

「いじめ」から一人での多くの子どもを救うためには、子どもを取り巻く大人一人ひとりが、

「いじめは絶対に許されない」

「いじめは卑怯な行為である」

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」

との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。学校、家庭、地域が丸となり、すべての生徒が心豊かで安心、安全な学校生活を送ることができるよう、鴻巣市立吹上中学校「いじめ防止基本方針」を策定します。

1 いじめに対する基本的な方針

☆いじめの定義とその根絶

「いじめ防止対策推進法」、「埼玉県いじめ防止等のための基本方針」、「鴻巣市いじめ防止等のための基本的な方針」を受けて、いじめに対する基本的な認識を以下のとおりとします。

本校では、このいじめに対する基本的な認識を全教職員が共有し、いじめのない温かい人間関係をつくりあげる努力を、全教育活動を通じて推進していきます。

- (1) いじめは生徒に対して、一定の人間関係にあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものです。いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行います。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- (3) いじめは、人間として絶対に許されない、卑怯な行為であり、重大な人権侵害であるとともに、時としては、犯罪行為です。
- (4) いじめの根絶は、学校だけでなく、生徒、家庭、地域、関係諸機関等が一体となり取り組むことにより、完結するものです。
- (5) いじめの根絶は、学校、家庭、地域、関係諸機関等が協力し、大人たちが「いじめのない社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

☆組織対応の基本的な考え

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことを大原則とします。

- (1) いじめ問題はチームで対応することを原則とします。
- (2) いじめ対策に同歩調で組織的に対応する組織やルールを作ります。
- (3) いじめの早期発見等への手だてを組織的にを行い、早期対応が図れるようにします。
- (4) 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローします。
- (5) 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにします。

※問題解決までの過程とは実態把握から検証までの以下のような流れとします。
「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」

- (6) 時系列に沿って、経過の記録を残します。

2 いじめの未然防止

☆学校の取組

「いじめを起こさない学校づくり」を全教職員の共通の理念とします。 そのために、以下に掲げる取り組みを全教職員で実践し、いじめのない学校を目指します。

- (1) 生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組みます。（明るく、元気な、美しい学校づくりを目指す）
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、生徒が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながるとの理念に基づき、積極的にいじめ防止指導に努めます。
- (3) 特に配慮を要する生徒については日常的に当該生徒の特性を踏まえ、適切な支援に努めます。
- (4) 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言などを行い、その上で「いじめ防止基本方針」について、生徒、保護者、地域等に説明します。
- (5) 校長は、「いじめ防止基本方針」を具現化したポスターなどを制作し、校内に掲示し、啓発に努めます。
- (6) 校長は、年間を通じた総合的ないじめ防止のためのカリキュラムなどにより、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。
- (7) 「いじめ問題対策委員会」を設置し、学校を挙げていじめ防止に取り組みます。なお生徒指導委員会をもってこれを充てます。
- (8) 「いじめ問題対策委員会」にいじめ対策担当教諭（生徒指導主任）を置き、校長の指示のもと、いじめの防止等の連絡、調整にあたります。
- (9) 人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通じて、いじめの防止に努めます。
- (10) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図ります。
- (11) いじめの防止等の校内研修を企画・実施します。
- (12) 生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進します。（生徒会活動の充実）
- (13) いじめられても抵抗できず一人で我慢したり、いじめに遭遇しても傍観して制止できなかったりすることで事態は悪化します。そこで、確固とした自分の考えを主張できる生徒を育成するために授業改善などを通じた取組を推進します。
- (14) いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はあってはならないことです。全教職員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって生徒の指導にあたります。
- (15) いじめ防止や規範意識醸成等のために法教育に取り組みます。

☆家庭の取組

保護者は、子供たちへの教育の第一義的な責任があります。保護者は、その保護する生徒が いじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うように 努める義務があります。

いじめ防止に向けた「家庭における「10」の取り組み」をお願いします。

- (1) 規則正しい生活を送らせてください。
- (2) 家庭内でも、「あいさつ」を積極的に交わして、きちんと「返事」をする習慣を身に付けさせてください。
- (3) 保護者の方は、学校からの便り・通信には必ず目を通し、お子さんからは、学校での出来事を聞く時間を確保してください。
- (4) 学校行事、PTA活動に積極的に参加し、生徒の活動の様子を見てください。
- (5) 他人との比較ではなく、お子さんの良い面や頑張ったことをほめてください。
- (6) お子さんの将来の進路について、たくさん話し合いをしてください。
- (7) 叱るときは、感情的にならず、お子さんに叱る理由をしっかりと伝えてください。
- (8) ニュースなどで報道されるお子さんと同世代の出来事について、子供の考え、親の考えを積極的に伝えあってください。
- (9) 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、PC等は、インターネットにつながる端末であることを理解させ、その利便性と危険性を知らせてください。
- (10) お子さんに関して心配なことがあるときは、一人であるいは家庭内で悩まず、遠慮なく学校に連絡してください。家庭と学校の連携が事態の改善には不可欠です。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。そこで、生徒の変化のいち早い察知に努めるとともに、相談しやすい体制を整備します。

- (1) けんかやふざけ合いであっても、大人の見えないところで被害が発生している場合もあることを踏まえ、早期発見のために、日頃からの見守りや教職員と生徒との信頼関係の構築に努めます。
- (2) 生徒からの相談に対して、教職員等が迅速に対応します。
- (3) いじめの早期発見のために、定期的な調査や面談を実施します。(偶数月に行う「思いやりアンケート」、学期末ごとに行う保護者アンケート等)
- (4) いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努めます。
- (5) 生徒たちに関わるすべての教職員間で情報を共有するとともに、保護者とも連携し情報の収集に努めます。

☆いじめへの対処

いじめの兆候を発見したときは、問題の軽視をすることなく、早期に組織的かつ適切な対応を行います。また関係機関・保護者との連携により、再発を防止します。

- (1) 教職員がいじめに気づき、または相談を受けた時は、一人で抱え込まずにただちにいじめ問題対策委員会に報告します。
- (2) いじめ問題対策委員会は、教育相談担当やさわやか相談員と連携するとともに、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー等の協力を得つつ、組織的・継続的に対応します。
- (3) いじめられている生徒の苦痛を取り除き、安心して学校生活が送れることを最優先に迅速な指導を行い、支援します。
- (4) いじめを行った生徒に対する適切な支援や、その保護者への助言を行います。
- (5) いじめの再発を防止するために、生徒全体（学級、学年、部活動等）の問題と位置づけ、継続的に見守ります。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認める時は、警察と連携し対処します。特に、生徒の身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、援助を要請します。
- (7) SNSやインターネットによる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置をとり、必要に応じて市やその他の関係機関の協力や援助を求めます。
- (8) 生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの有無等の事実確認を行い、その結果を市教育委員会に報告します。
- (9) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で、争いが起こらないよう配慮します。

5 いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することができない問題です。いじめが「解消している」状態とは少なくとも以下の2つの要件が満たされなければなりません。

① いじめに係る行為が止んでいること。

② 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

しかしこれらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて背景や事情を考えたうえで判断し、行動します。

① いじめに係る行為が止んでいること。

- ・「いじめに係る行為が止んでいる」とは被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月以上止んでいることを指します。これはインターネットを通じて行われる行為に関しても含みます。
- ・いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は、この目安の期間にかかわらず、長期の期間を設定します。
- ・教職員等はその期間に被害・加害の生徒の様子も含めて状況を注視します。それでも行為が止んでいない場合は改めて期間を設定して注視します。

② 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかは、本人及び保護者と面談等において確認します。
- ・「いじめが解消していない」状態の場合は、被害を受けた生徒を徹底的に守り通し、安全安心を確保します。
- ・吹上中いじめ問題対策委員会は被害を受けた生徒をいじめの解消まで支援をします。その際には支援内容や情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、対応します。
- ・「いじめが解消した」状態となっても、再発の可能性を踏まえ、当該生徒を日常的に注意深く観察していきます。

6 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行います。

☆ 重大事態の意味

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)
 - ※「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。
 - ※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)
 - ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手します。
- (3) (1)(2)のどちらにも当たらないと学校が判断した場合においても、生徒の保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てあったときは、重大事態が発生したものとして対処します。

☆学校または教育委員会による調査等

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通じて速やかに市長に報告します。
- (2) いじめの事態に迅速に対応するとともに教育委員会の指導の下に校内組織を設けて事実関係の調査を実施し、結果を市長に報告します。
- (3) 教育委員会の判断により、教育委員会が調査を実施する場合においても、当事者意識をもって真摯にいじめ問題に向き合います。
- (4) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供します。提供にあたっては他の生徒のプライバシーの保護に配慮します。

7 取組の評価・検証

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価します。また必要に応じて、基本方針を見直します。

- (1) いじめ防止に向けた取組に関すること。
- (2) いじめの対処に関すること。